

ることができ、改正を施してみたいと存じます。そこでこの閉会中に職務を行つた場合は、どのような意味合になつておられますか、この訴追委員会は、閉会中といふも原則として仕事を止めてしまふべきではないかと考へなければなりません。それはこの制度が國民全体の利益のために設けられておる点でありますから、議院が閉会したからといつて、この訴追委員会が休会するわけにはまいらぬのであります。一年を通じて事務局も附置されておる、この機構は閉会、開会の区別なく、もちろん年中活動する機構としてこれを運用してまいらなければならぬと考へております。また全國の裁判官に対する絶えざる実情の調査を施すとしても、わずかの人数で開会、閉会等の区別によつて緩急な仕事を行つていくわけにはいかない。しかして裁判所に対する制度でありますから、裁判所が年中裁判を行つております。その職務の上におきましても、第二條に掲げられておるような事柄が、裁判官に適合する事実として発見された場合に、彈劾裁判所の訴追機関が動くのでありますから、従つて國民の訴願に對しましては、年中窓口を開けておくことは当然だと思ひます。またさういふ見地から、議院閉会中云々といふ文句は削つていただくことが適當だと考へまして、これをお願いしたようなわけでありませう。

ます。手当と申ししても、今までの一万円を二万円にしたのであります。それを月割にしますと千何百円程度の金額になつておられますから、實費の弁当代という程度でありまして、この條項の削除をお願いするわけでありませう。

その次は第七條の改正であります。これは事務局の關係でありまして、今まで事務局には書記長及び書記を置くようになっておりましたが、今回少し擴張いたしましたして、事務局長という制度にいたしまして、現在の定員の二倍を予算の上でも認められてまいりましたので、これを拡充いたしたいと存じます。事務局と申しますと、なかなか大きな機構のように考へられますが、参事二名、主事二名を置くことになるのであります。事務機構の完備を期する上におきましても、一つの獨立機關の機構の建前からいたしまして、必ずながら専門的な事務局長と、それに対する職員をもつておるとは必要であります。過日この訴追委員会で取調べをやつてみたのでありますが、なか／＼人手を借りてその仕事をやることになりますると、容易にそれができないのであります。たとへば速記者の問題の如き、訴追委員は議會とは別個の機關であるから訴追委員に速記に行く必要はないのだ。行くならば訴追委員会から速記は拂うべきものであるという建前でありました。そのために速記を抜きまして、不便ながら書記を一人使つて昨日の大會議の速記をやつたという状況に相なつております。どうしてもある程度必要な最小限度の人員だけは一つお認めをいただきたいというのがこの

事務局を設ける大きな点であります。それから訴追期間の延長の点であります。裁判官を罷免する訴追の手續をとる上におきまして、罷免をなすべき事実が発生してから三年間経過いたしますと、訴追することはできないのであります。ところが十日か十五日で訴追のなし得る期限が切れるという場合に、議會が解散になつたり、あるいは任期が満了したというやうな場合におきましては、どういふ大きな事実を發見いたしましたもその裁判官に對しては訴追ができなくなつてしまふのであります。そういう場合には、次に新しい當選者によつて委員が選ばれますので、空白を埋める制度といたしまして訴追期間の時効の延長をしていただきたいというのがこの点であります。

さらに第四点といたしましては訴追請求の義務の追加であります。これはお手もとに勧告案が差上げてありますから、すでに御審議願つたと考へておりますが、たゞ／＼私どもの考へるところは勧告案が一致しております。そこでこれは一つぜひお認めをお願いしたいと存じます。実例をお示ししますと最近一番困難な問題、浜松の判事がいふ／＼訴追するところの事由が生れるというやうな場合に、そのときはすでに辭職願を出してしまつており、もう辭職の許可書は明日でも發行できるという状態の場合であります。この辭職願が許可されてしまふと、どんな大きな訴追の事由がありまして、許可になつた直後からは訴追の手續はできなくなつてしまふのであります。そこでこういう点を非常に心配いたしましたのでありますが、訴追義務を裁判所長

官に負わせるということになりますと、この難点が解決されることになりませう。それから皆さんに御研究をお願い、御注意を喚起しておきたいことは、罰則の点であります。それは訴追委員会の証人出頭、記録の提出の要求という場合に、証人が理由なく出頭せず、記録の提出をしない、あるいは虚偽の記録を提出したものに對して、わずかに一千円以下の過料になつております。しかるに議院における証人の宣誓及証言等に関する法律案によりますと、宣誓書に虚偽の陳述をした場合には十年以下の懲役になり、証言を拒んだ者は一年以下の禁錮または一萬元以下の罰金ということになつております。この点是不均衡になつてゐるという感じがします。これは將來の問題として御研究をお願いしたいと思つております。

これは全員一致の案でありますから、その点御了承願ひまして御同情あるお取上げをお願いしたいと思います。○淺沼委員長 たいだ訴追委員会の委員長から御説明がありました。第五條、第七條、第十二條それらの点について何か御質問はございませうか。○権熊委員 第五條の「閉会中その職務を行つた場合」といふのは創らない方がよい。國會閉会中職務を行つた場合は手当はもらわれないのが當然だ。閉会中に職務を行つた場合には適當の手当をやるということにつけておいた方がよいと思ひます。○工藤委員 ぼくはいずれにしても機構を拡大することは反対です。○成重委員 私ら工藤さんの意見と似たやうなことになりますが、人手が足り

ないから機構を拡充するというやうなことは賛成しがたい。何か事件が起つたときには特別な扱いの方でできるやうな措置を講じたらいではないか、當時補充をして備へておくことは私はどうかと思ひます。

○淺沼委員長 大体勧告案については昨日意見のとりまとめを終つて關係方面と折衝中でありませう。それから第五條、第七條、これらの問題については訴追委員長から意見を承りまして、大體質問も終つたやうです。それから一遍各党意見をとりますと、この大體に審議願ひすることにいたします。

○淺沼委員長 それから議院法制局法案の内容が出来上つておりますから、議論は別といたしまして、事務局長から一應御説明だけ承つておきたいと存じます。

(大池事務局長朗読)
議院法制局法案
(二三、六、二四案)
第一條 各議院の法制局に左の職員を置く。
一 法制局長
二 参事
三 主事
参事及び主事の定員は、その院の議決によつてこれを定める。
第二條 法制局長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所屬職員を監督する。
第三條 各法制局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。各部課の分掌事務及び各部の分課並びに職員配置は、法制局長がこれを定める。
第四條 各法制局に法制次長一人を

りないから機構を拡充するというやうなことは賛成しがたい。何か事件が起つたときには特別な扱いの方でできるやうな措置を講じたらいではないか、當時補充をして備へておくことは私はどうかと思ひます。

○淺沼委員長 たいだ訴追委員会の委員長から御説明がありました。第五條、第七條、第十二條それらの点について何か御質問はございませうか。○権熊委員 第五條の「閉会中その職務を行つた場合」といふのは創らない方がよい。國會閉会中職務を行つた場合は手当はもらわれないのが當然だ。閉会中に職務を行つた場合には適當の手当をやるということにつけておいた方がよいと思ひます。○工藤委員 ぼくはいずれにしても機構を拡大することは反対です。○成重委員 私ら工藤さんの意見と似たやうなことになりますが、人手が足り

ないから機構を拡充するというやうなことは賛成しがたい。何か事件が起つたときには特別な扱いの方でできるやうな措置を講じたらいではないか、當時補充をして備へておくことは私はどうかと思ひます。

○淺沼委員長 大体勧告案については昨日意見のとりまとめを終つて關係方面と折衝中でありませう。それから第五條、第七條、これらの問題については訴追委員長から意見を承りまして、大體質問も終つたやうです。それから一遍各党意見をとりますと、この大體に審議願ひすることにいたします。

置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

法制次長は、法制局長を助け局務を整理し、各部課の事務を監督する。

第五條 各部に部長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

部長は、法制局長の命を受けその部務を掌理する。

第六條 各課に課長を置き、法制局長が、参事の中からこれを命ずる。

課長は、上司の命を受け課務を掌理する。

第七條 参事は、上司の指揮監督を受け事務を掌る。

主事は、上司の指揮監督を受け事務に従事する。

第八條 法制局長及びその指定する参事は、委員会又は合同審査会の求めに應じ、法制局の所掌事務に関し、報告説明することが出来る。

附則
この法律は公布の日から、これを施行する。

○淺沼委員長 それではこの案件についてはこの次に質問することにして、今日はこの程度に伺つておくことに異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○淺沼委員長 それでは次に事務局法の一部を改正する法律案について事務局総長から御説明を承ねることいたします。

第一條 第一項第三号乃至第六号を次のように改める。

三 主事
四 常任委員会専門員
五 常任委員会調査員
六 常任委員会調査主事

第六條中「又は副参事」を削る。
第七條中「及び副参事」を削る。

第八條中「副参事」を「参事」に改める。

第十條 各事務局に衛視副長数人を置き、事務局総長が参事又は主事の中からこれを命ずる。

衛視副長は、上司の指揮監督を受け警務に従事し、衛視を指揮監督する。

第十一條 各事務局に衛視若干人を置き、事務局総長が主事の中からこれを命ずる。

衛視は、上司の指揮監督を受け警務に従事する。

第十二條 常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事は、常任委員長の申出により、事務局総長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第十三條 常任委員会専門員は常任委員長に命を受け調査を掌る。

第十四條 常任委員会調査員は常任委員長及び常任委員会専門員の命を受け、調査の事務を掌る。

第十五條 常任委員会調査主事は、常任委員長、常任委員会専門員及び常任委員会調査員の命を受け調査に関する事務に従事する。

附則
この法律は公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に各議院事務局の副参事、常任委員会専門員調査員又は常任委員会書記の職にある者は、別に辞令を發せられないうときは、現に受ける給料を以て、それぞれ各議院事務局の参事、常任委員会専門員、又は常任委員会調査主事に任用されたものとする。

○淺沼委員長 それでは質問は次回にすることにして異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○淺沼委員長 なければさう決定いたします。

本日はこの程度で散会いたします。
午後零時二十五分散会

昭和二十三年八月二十八日印刷

昭和二十三年八月三十日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局